

神奈川県建築基準条例の解説
【新旧対象表】（平成29年10月16日）

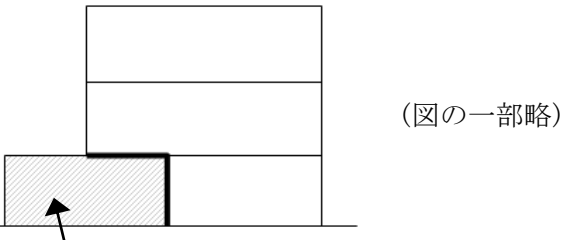
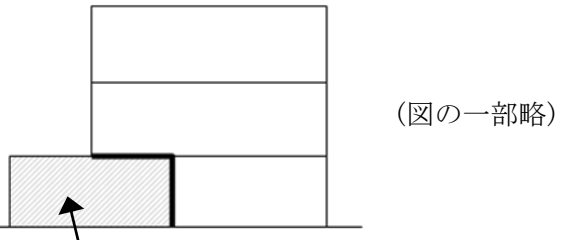
項	修正箇所	新	旧
目次	ページ	I-78 （以降、後ろへ1ずつページ送り）	I-77
I-1	条例解説部分	この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をとりまとめたものである。 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、 鎌倉市 、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市については、独自に建築基準条例を制定しているため、この条例の適用はない。 また、藤沢市及び大磯町は独自に日影規制に係る条例を制定しているため第4条の2第2項の規定に基づき同条第1項の適用はない。	この解説は、神奈川県建築基準条例についての運用、解説をとりまとめたものである。 横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市については、独自に建築基準条例を制定しているため、この条例の適用はない。 また、藤沢市及び大磯町は独自に日影規制に係る条例を制定しているため第4条の2第2項の規定に基づき同条第1項の適用はない。
I-3	条例抜粋部分	（災害危険区域の指定） 第2条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 第9条第1項 の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第3条において「特別警戒区域」という。）を除く。）を指定する。	（災害危険区域の指定） 第2条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 第8条第1項 の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第3条において「特別警戒区域」という。）を除く。）を指定する。
I-3	条例解説部分	（災害危険区域の指定） 第2条の2 （略） なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 第9条第1項 の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内は除かれる。これは、土砂災害特別警戒区域内の建築物については、建築基準法による構造規制（政令第80条の3）が適用されるため、当該区域内の建築物に法及び法に基づく条例による二重の構造規制がかかることから、平成17年より除くこととした。 （略）	（災害危険区域の指定） 第2条の2 （略） なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 第8条第1項 の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内は除かれる。これは、土砂災害特別警戒区域内の建築物については、建築基準法による構造規制（政令第80条の3）が適用されるため、当該区域内の建築物に法及び法に基づく条例による二重の構造規制がかかることから、平成17年より除くこととした。 （略）
I-12	条例抜粋部分	（敷地と道路の関係） 第5条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、 政令第19条第1項に規定する	（敷地と道路の関係） 第5条 学校、体育館、病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、 児童福祉施設等 、自動車庫又

項	修正箇所	新	旧
		<p><u>児童福祉施設等(第15条において「児童福祉施設等」という。)</u>、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下、この条において同じ。)が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りではない。</p> <p>(略)</p>	<p>は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下、この条において同じ。)が100平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りではない。</p> <p>(略)</p>
I-12	条例解説部分	<p>(敷地と道路の関係)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>用途の主要なものは以下のとおりである。</p> <p>(1) 学校</p> <p>学校教育法に規定するものをいう。<u>幼保連携型認定こども園は、教育基本法上の「学校」及び児童福祉法上の「児童福祉施設」に位置付けられていることから、本規定の学校には、幼保連携型認定こども園が含まれる。</u></p> <p><u>なお、保育園は学校とはならないが、児童福祉施設等に含まれる。</u></p> <p>[学校教育法に規定するもの]</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校</p> <p>(略)</p>	<p>(敷地と道路の関係)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>用途の主要なものは以下のとおりである。</p> <p>(1) 学校</p> <p>学校教育法に規定するものをいう。<u>ここで、保育園は学校とはならないが、(6)児童福祉施設等に含まれる。</u></p> <p>[学校教育法に規定するもの]</p> <p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校</p> <p>(略)</p>
I-14	条例抜粋部分	<p>(教室等の出口)</p> <p>第11条 <u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校</u>、中等教育学校(前期課程に限る。)、特別支援学校又は<u>幼保連携型認定こども園</u>の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。</p>	<p>(教室等の出口)</p> <p>第11条 <u>小学校</u>、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、特別支援学校又は<u>幼稚園</u>の用途に供する建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。</p>
I-16	条例抜粋部分	<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、</p>	<p>(設置の禁止)</p> <p>第13条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物で、</p>

項	修正箇所	新	旧
		その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第 112 条第 1 項に規定する 1 時間準耐火基準(以下「1 時間準耐火基準」という。)に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (略)	その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が政令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の基準に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (略)
I-17	条例抜粋部分	(寄宿舎等の廊下の幅) 第 15 条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下この条において同じ。)の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室(寄宿舎又は児童福祉施設等にあつては寝室、下宿にあつては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。)の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。	(寄宿舎等の廊下の幅) 第 15 条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等の階で、その階における居室(寄宿舎又は児童福祉施設等にあつては寝室、下宿にあつては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。)の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に掲げる数値以上としなければならない。
I-17	条例解説部分	(寄宿舎等の廊下の幅) 第 15 条 (略) 「廊下の幅」に関しては、政令第 119 条で規定されているが、本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定である。 (略)	(寄宿舎等の廊下の幅) 第 15 条 (略) 「廊下の幅」に関しては、政令第 119 条で規定されているが、本条はそれ以外の用途の建築物に対する強化規定である。 <u>なお、児童福祉施設等の用途にあつては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成 21 年 10 月施行)」の適用を受ける場合があるので、留意する必要がある。</u> (略)
I-22	条例抜粋部分	(長屋の構造等) 第 20 条 3 階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するものとし、4 階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は政令第 136 条の 2 の技術的基準に適合する建築物とすることができる。 (略)	(長屋の構造等) 第 20 条 3 階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物又は政令第 115 条の 2 の 2 第 1 項の技術的基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物とし、4 階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は政令第 136 条の 2 の技術的基準に適合する建築物とすることができる。 (略)
I-22	条例解説部分	(長屋の構造等) 第 20 条 (略) 1 第 1 項関係	(長屋の構造等) 第 20 条 (略) 1 第 1 項関係

項	修正箇所	新	旧
		<p>縦割り長屋（重ね建て長屋以外）は、一戸の住宅ユニットが他の住戸等と重なりがなく、かつ1階から3階もしくは4階までが同一住戸であり、火災時の避難等も容易であると考えられることから、緩和規定が設けられている。</p> <p><u>「知事が別に定める基準」については、細則第12条の3に規定している。</u></p> <p><例 示></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3階を長屋の用途に供する建築物（重ね建て長屋の場合） 〔耐火建築物又は<u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するもの</u>を要する例〕 <p>(図略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3階以上を長屋の用途に供する建築物（重ね建て長屋以外の場合） 〔準耐火建築物又は政令第136条の2に適合する建築物を要する例〕 <p>(略)</p>	<p>縦割り長屋（重ね建て長屋以外）は、一戸の住宅ユニットが他の住戸等と重なりがなく、かつ1階から3階もしくは4階までが同一住戸であり、火災時の避難等も容易であると考えられることから、緩和規定が設けられている。</p> <p><u>なお、政令第115条の2の2第1項の技術的基準に適合する必要がある、同項第1号のみならず、第2号から第5号までの規定も適用されることになるが、その際、長屋の住戸は、政令第115条の2の2第1項第2号に定義されている「各宿泊室等」に長屋の住戸も含まれるものとして取扱うものとする。</u></p> <p><例 示></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3階を長屋の用途に供する建築物（重ね建て長屋の場合） 〔耐火建築物又は<u>政令第115条の2の2第1項に適合する準耐火（1時間耐火）建築物</u>を要する例〕 <p>(図略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 3階以上を長屋の用途に供する建築物（重ね建て長屋以外の場合） 〔準耐火<u>（45分耐火）</u>建築物又は政令第136条の2に適合する建築物を要する例〕 <p>(略)</p>
I-47	条例抜粋部分	<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物、<u>法第27条第1項の規定に適合する建築物（その主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物</u>としなければならない。</p>	<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。</p>
I-47	条例解説部分	<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略)</p> <p>3 第4項関係</p> <p>興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項第3号の規定により耐火建築物<u>等</u>としなければならないと規定</p>	<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等) 第43条 (略)</p> <p>3 第4項関係</p> <p>興行場等のうち劇場、映画館又は演芸場の用途に供する特殊建築物については、その主階が1階にない場合、法第27条1項第3号の規定により耐火建築物としなければならないと規定し</p>

項	修正箇所	新	旧
		<p>していることから、本項では、公会堂、集会場についても主階が避難階にない場合、同様に耐火建築物等にしなければならないものとした規定である。</p>	<p>ていることから、本項では、公会堂、集会場についても主階が避難階にない場合、同様に耐火建築物にしなければならないものとした規定である。</p>
I-53	条例抜粋部分	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第 50 条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が 1 階以外の階にあるもの、その部分の上に 2 以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が 100 平方メートル以上のものは、耐火建築物又は <u>1 時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が 2 以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が 1 階にあり、その部分の床面積の合計が 100 平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部（直上階の床を含む。）を <u>1 時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造とし、その他の部分と <u>1 時間準耐火基準</u> に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第 50 条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が 1 階以外の階にあるもの、その部分の上に 2 以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が 100 平方メートル以上のものは、耐火建築物又は <u>政令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の基準</u> に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、階数が 2 以下の独立した自走式の自動車車庫で、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が 1 階にあり、その部分の床面積の合計が 100 平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部（直上階の床を含む。）を <u>政令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の基準</u> に適合する準耐火構造とし、その他の部分と <u>同号の基準</u> に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物には、前項の規定は、適用しない。</p>
I-53	条例解説部分	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>また、第 1 項「ただし書」により、第 1 号から第 5 号全ての基準を満たす「独立した 2 階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第 1～5 号は、平成 14 年 5 月 27 日付け国土交通省事務連絡に準拠しているものであり、詳細は「<u>建築物の防火避難規定の解説 2016</u>」(編集・発行 日本建築行政会議) <u>P161</u> に掲載されているので、参照のこと。</p> <p>なお、3 層 4 段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象としていないので、注意すること。</p>	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>また、第 1 項「ただし書」により、第 1 号から第 5 号全ての基準を満たす「独立した 2 階建以下の自走式の自動車車庫」に限り、適用を除外するものであるが、ここで条件としている基準第 1～5 号は、平成 14 年 5 月 27 日付け国土交通省事務連絡に準拠しているものであり、詳細は「<u>建築物の防火避難規定の解説 2005</u>」(編集・発行 日本建築行政会議) <u>P159</u> に掲載されているので、参照のこと。</p> <p>なお、3 層 4 段以上の自走式の自動車車庫は適用除外の対象としていないので、注意すること。</p>

項	修正箇所	新	旧
I-56	条例解説部分	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造) 第50条(略) 2 第2項関係 これは、第1項の緩和規定である。 当該自動車の収容部分が1階にあり、かつ100平方メートル未満の場合で、その他の部分と <u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造</u>の壁、床、天井(上階の床) <u>又は</u>特定防火設備で区画すれば第1項を適用しないこととしたものである。</p>  <p>100㎡未満の場合：<u>1時間準耐火基準に適合する準耐火構造</u>の壁、床、天井(上階の床) <u>又は</u>特定防火設備で区画すれば、第1項は適用しない。</p>	<p>(建築物の一部に設ける自動車車庫等の構造) 第50条(略) 2 第2項関係 これは、第1項の緩和規定である。 当該自動車の収容部分が1階にあり、かつ100平方メートル未満の場合で、その他の部分と <u>耐火構造</u>の壁、床、天井(上階の床)、<u>特定防火設備</u>で区画すれば第1項を適用しないこととしたものである。</p>  <p>100㎡未満の場合：<u>準耐火構造(1時間)</u>の壁、床、天井(上階の床) <u>及び</u>特定防火設備で区画すれば、第1項は適用しない。</p>
I-64	条例抜粋部分	<p>(容積率) 第52条の9(略) 4 <u>前項第1号の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。</u> (1) <u>自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分(次項において「自動車車庫等部分」という。)</u> (2) <u>専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分(次項において「備蓄倉庫部分」という。)</u> (3) <u>蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分(次項において「蓄電池設置部分」という。)</u> (4) <u>自家発電設備を設ける部分(次項において「自家発電設備</u></p>	<p>(容積率) 第52条の9(略) 4 <u>前項第1号の延べ面積には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積は、算入しない。</u> 5 <u>前項の規定は、同項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を限度として適用するものとする。</u></p>

項	修正箇所	新	旧
		<p><u>設置部分」という。)</u> <u>(5) 貯水槽を設ける部分 (次項において「貯水槽設置部分」という。)</u> 5 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計 (同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物の各階の床面積の合計の和) に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。 <u>(1) 自動車車庫等部分 5分の1</u> <u>(2) 備蓄倉庫部分 50分の1</u> <u>(3) 蓄電池設置部分 50分の1</u> <u>(4) 自家発電設備設置部分 100分の1</u> <u>(5) 貯水槽設置部分 100分の1</u></p>	
I-82 ⇒ I-83	条例抜粋部分	(手数料の減免) 52条の20 (略) 2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 (略)	(手数料の減免) 52条の20 (略) 2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第14項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第17項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。 (略)
I-84 ⇒ I-85	条例抜粋部分	(既存建築物に対する制限の緩和) 第56条 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第15条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第31条から第39条まで、第49条又は第50条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。 2 (略) 3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、	(既存建築物に対する制限の緩和) 第56条 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第15条、第16条の2、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第31条から第39条まで、 <u>第45条</u> 、第49条又は第50条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。 2 (略) 3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、

項	修正箇所	新	旧
		<p>第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、<u>第45条</u>、第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(略)</p>
<p>I-89 ⇒ I-90</p>	<p>条例抜粋部分</p>	<p>(罰則)</p> <p>第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から<u>第17条まで、第19条から</u>第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から<u>第39条まで、第41条</u>、第43条第2項若しくは第4項、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（<u>設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等</u>（以下この項において「認定建築材料等」という。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（<u>設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。</u>）においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第59条 第2条の3、第3条第1項若しくは第3項、第4条、第5条、第9条、第11条から第13条まで、第15条から第23条まで、第24条第1項若しくは第2項、第25条、第26条第1項、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第3項若しくは第4項、第33条、第34条、第35条第1項から第3項まで、第36条第1項、第3項若しくは第4項、第37条から<u>第41条まで</u>、第43条第2項若しくは第4項、<u>第45条</u>、第46条、第48条第1項若しくは第4項、第49条、第50条第1項、第51条、第51条の2、第52条の6、第52条の7、第52条の9第1項若しくは第2項、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の11第1項、第52条の12第1項又は第52条の13第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合において<u>は</u>、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(略)</p>